

平成 27 年第 2 回定例会

# 環境生活農林水産常任委員会

## 説明資料

### ◎ 議案補充説明

1	議案第 184 号 工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事 案支障除対策工事）	1
2	議案第 188 号 三重県人権施策基本方針の変更について	2
3	議案第 193 号 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定に ついて	5
4	議案第 194 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定に ついて	13

### ◎ 所管事項説明

1	『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』（仮称）中間案に対する 意見」への回答	23
2	「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）」最終案に ついて	25
3	第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（仮称）（中間案） について	27
4	男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査の結果について	31
5	第 2 次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画（中間案）に ついて	35
6	三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称） （最終案）について	39
7	自動車環境対策について	41
8	ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第 10 回点検・評価（案）に ついて	43
9	各種審議会等の審議状況について	45

別冊 1	みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）最終案（環境生活部 関係 抜粋分）
別冊 2	第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（仮称）（中間案）
別冊 3	平成 27 年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（概要版）
別冊 4	第 2 次三重県男女共同参画基本計画 第二期実施計画（中間案）
別冊 5	三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）（最終案）
別冊 6	ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第 10 回点検・評価について（案）

平成 27 年 12 月 14 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第184号 工事請負契約の変更について

(桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事)

議案番号 第184号 工事請負契約の変更について	
工事名	桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事
施工場所	桑名市大字五反田字源十郎新田地内
契約金額	変更前 2,197,141,200円(消費税等含む) 変更後 2,641,305,240円(消費税等含む)
請負者 住所氏名	四日市市鶴の森一丁目3番23号 ナカジマビル8階 鴻池・名星・霞特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組三重営業所 所長 松澤 慶郎
契約工期	平成26年3月19日から平成29年9月29日まで
<u>工事内容</u>	<u>変更理由</u>
環境修復 鋼矢板設置工 1,771枚	PCBを含む油を回収するために、現地を掘削する前に防臭防塵建屋を設置することに先立ち、建屋の基盤を造るための準備掘削を開始したところ、廃棄物が多量に出現し、一部の廃棄物にはPCBが付着していることが判明したことから、やむなく、当該廃棄物を適切に処理するための増額。
支障除去工 汚染土壌掘削工 3,246 m <sup>3</sup> 汚染土壌処理工 6,444 t 廃棄物掘削工 1,392 m <sup>3</sup> 廃棄物処理工 2,137 t 油回収工 1式	
附帯施設工 防臭防じん建屋整備工 1式 PCB廃棄物保管庫整備工 1式 水処理施設整備工 1式	送電線が経年劣化等により当初想定以上に地上に接近していることが判明したことから、送電線下に設置する鋼矢板をさらに細かく小割りする必要が生じてきたため、施工単価を割り増すことによる増額。 など
契約方法	随意契約

(議案補充説明)

## 2 議案第 188 号 三重県人権施策基本方針の変更について

### 1 変更の趣旨

「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権施策を総合的に推進するため、平成 11 年 3 月に策定し、平成 18 年 3 月に改定した「三重県人権施策基本方針」(以下、「基本方針」という。)の変更について、同条例第 5 条第 4 項の規定に基づき、議決を得ようとするものです。

### 2 概要

今回の変更は、基本方針の見直し規定に基づき、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえて、新たな人権課題等に対応するため、変更するものです。

なお、変更の概要については、別紙のとおりです。

### 3 施策の推進

基本方針に基づき、具体的な取組を進めるために、「新たな行動プラン(仮称)」を策定し、人権施策を推進します。

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

- ① 人権をめぐる社会状況の変化により、子ども、高齢者、女性をめぐる人権問題など対応の強化が求められている課題や、災害と人権、貧困等に係る人権問題、北朝鮮当局による拉致問題といった、新たに対応すべき課題への対応などを反映
- ② 「第一次改定」後の取組の成果と課題をふまえ、取組方向を見直し
- ③ 平成24年度からスタートした県の戦略計画「みえ県民カビジョン」に基づき、「県民力による『協創』の三重づくり」の考え方を反映
- ④ 平成24年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」などの結果をふまえ、改定内容を検討

2 めざす姿

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会

3 基本理念

(1) 公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現

県民一人ひとりが尊重され、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの意思に基づいて、いきいきと活動できるような社会

(2) さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現

それぞれの人格や個性を認め、互いの「存在」を尊重するという人権意識が定着し、全ての人びとが個人として尊重される社会

第2章 人権施策の推進

1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくり

【取組項目】

- 1 住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進
- 2 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

2 人権意識の高揚のための施策

(1) 人権啓発の推進

- 1 効果的な啓発活動の推進
- 2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進
- 3 効果的な啓発の調査・研究
- 4 啓発活動を担う人材の養成

(2) 人権教育の推進

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進
- 3 企業・民間団体における人権教育の推進
- 4 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進
- 5 人材の養成と活用

3 人権擁護と救済のための施策

(1) 相談体制の充実

- 1 相談窓口の広報と充実
- 2 相談窓口機能の強化と支援体制の充実
- 3 相談員等の資質向上
- 4 相談機関等相互の協働・連携の強化

(2) さまざまな人権侵害への対応

- 1 人権侵害に対応するための取組
- 2 人権侵害への対応に関する啓発と広報

4 人権課題のための施策

同和問題

【取組項目】

- 1 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進
- 2 同和問題の解決に向けた教育の推進
- 3 学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり
- 4 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進
- 5 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

子ども

- 1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進
- 3 子どもの権利擁護の推進
- 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

女性

- 1 女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進
- 2 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進
- 3 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり
- 4 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

障がい者

- 1 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 障がい者の社会参加、参画の環境づくり
- 3 障がい者の権利擁護の推進
- 4 地域生活への移行と地域生活の支援
- 5 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

高齢者

- 1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流
- 2 高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進
- 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実
- 4 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

外国人

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

患者等（持病の持主、HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）

- 1 患者本位の医療体制づくりの推進
- 2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- 3 医療・生活支援体制の充実

犯罪被害者等

- 1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進
- 2 犯罪被害者等の権利擁護に関する幅広い啓発活動の推進
- 3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

インターネットによる人権侵害

- 1 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり
- 2 インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人、保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等）

- 1 さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進
- 2 さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 3 人権侵害に対応するための取組の推進

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

- 幅広く県民の思いや意見を聴き、県民の参加・参画を推進
- 県民、企業、住民組織・NPO、市町等が連携・協働する取組を促進
- さまざまな主体による取組を促進

2 人権施策の推進体制等

- (1) 推進体制
  - ① パートナーシップで築く推進体制
  - ② 県庁内の横断的推進体制
- (2) 仕組み
  - ① 人権課題別取組の推進～関連計画との連携
  - ② 進捗管理の仕組み～体系表と年次報告

(議案補充説明)

### 3 議案第 193 号 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について

#### 1 議案

議案第 193 号三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について

#### 2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県環境学習情報センター」について、平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県環境学習情報センター条例(平成 11 年三重県条例第 36 号)第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

#### 3 対象施設

##### (1) 施設名称

三重県環境学習情報センター

##### (2) 設置場所

三重県四日市市桜町 3684-11

#### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 東京都目黒区下目黒一丁目 1 番 11 号 目黒東洋ビル 4 階

名称 アクティオ株式会社

代表者 代表取締役 鈴木 悟

#### 5 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

#### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

##### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 27 年 7 月 14 日から 8 月 31 日まで行った結果、次の 2 団体から応募申請がありました。

〈受付順〉

- ① 所在地 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階  
名称 アクティオ株式会社  
代表者 代表取締役 鈴木 悟
- ② 所在地 三重県いなべ市北勢町瀬木松之下633番地  
名称 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社  
代表者 代表取締役 伊藤祐介

(2) 指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけでなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

- 委員長 荻原 彰 (三重大学教育学部教授)
- 委員 井熊 友香 (公認会計士・税理士)
- 委員 倉田 嚴圓 (弁護士)
- 委員 寺田 卓二 (公募委員)
- 委員 矢口 芳枝 (四日市大学エネルギー環境教育研究会副会長)

② 審査の経過

- 平成27年 6月23日 第1回選定委員会 (募集要項、審査基準・配点表の決定)
- 平成27年10月27日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査、最終審査)

③ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

④ 審査結果 (評価点数 (2,000点満点))

- 第1順位 アクティオ株式会社 (評価点1,631点)
- 第2順位 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 (評価点1,568点)

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

- 所在地 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
- 名称 アクティオ株式会社
- 代表者 代表取締役 鈴木 悟

## ⑥ 選定した理由

三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会での審査結果である評価点および次の委員意見から総合的に判断し、アクティオ株式会社が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・ 提案された事業計画書が詳細で具体的である。また、財務状況、これまでの実施講座、多様なパートナーとの連携等といった実績から見ても、今後の安定したセンターの運営が期待できる。
- ・ センターの目指すべき目標と、それに対応する取組が分かりやすく構造化されている。
- ・ 環境教育の指導者に至る各ステップに対応した隙間のない講座構成になっている。
- ・ 様々な施設と関わりがあり、他の施設との連携・共有が可能である。
- ・ PDCAのサイクルが明確に示されている。
- ・ ポイントカードで来場者を確保するなど、工夫が見られる。

## 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

### (1) 県民サービスの向上

- ・ 環境学習情報センター施設の利用者数の増加
- ・ 民間企業の特徴を活かした環境教育講座やイベントの実施
- ・ 環境学習情報センターと環境団体との連携した活動の増加

### (2) 経費の縮減

- ・ 施設の維持管理、外部調達コストなど内部管理経費の合理化
- ・ スケールメリットを活かした効率的な管理運営

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開および個人情報保護
- ③ 第三者への再委託の禁止・例外の取扱
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成27年12月	指定管理者の指定
平成28年3月	協定書の締結
平成28年4月	指定管理者による施設管理の開始



# 提案内容及び審査の概要

別紙

審査基準	県が求める水準	配点	主な提案内容及び評価点		特記事項(審査コメント等)		
			アクティオ株式会社	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社			
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。</p> <p>理念が利用の平等性の観点から適切か</p> <p>設置目的と申請者の基本方針が合致しているか</p> <p>事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとられているか</p> <p>企業(団体)倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境管理への対応は適切か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習・環境情報の拠点施設とし、参加・体験型環境講座や環境学習指導者養成講座などを実施すること。</li> <li>環境教育を進めるにあたっては、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れるとともに、協働取組を推進すること。</li> <li>持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりなどの施策を十分理解し、県に協力し施策実現に寄与すること。</li> <li>企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)の確立、環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。</li> </ul>	40点×5人=200点	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題への「気づき」を今まで以上に感じ、その先にある「実践」へとつながる具体的な方策を行うことを管理運営方針と位置づける。</li> <li>管理運営コンセプトに「協働・協創・協育」を掲げ、県民と私どもが協働による成果を生み出す協創を柱として、大切な環境を守る心を育てる。</li> <li>次の指定管理期間の重点施策を以下の3つとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① [コーディネイト機能の充実] 環境コーディネーターの役割を担い、種々の各環境団体とこれまでにないつながりを生む。</li> <li>② [フリー来館者増加策] 施設設備や施設周辺環境を効果的に活用し、リピーターを増やす。</li> <li>③ [さらなる気づきの機会の提供] 新たな視点の講座</li> </ol> </li> <li>できる限り県民の声に耳を傾け、事業やサービスに反映させるようにする。</li> <li>全ての利用者に対し、公正・公平・平等なサービスを提供する。</li> </ul>	164点	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置目的から、三重県の活動主体において管理運営する責任と意欲が必要。当社の社会貢献活動と位置付け実施する。</li> <li>公の施設として「低い利用度と極端な利用市町の格差」を改善し、多様な活動主体から、三重県の環境学習の拠点施設と認識される、一過性でない、環境基盤確立の観点から運営管理する。</li> <li>センター開設以来16年経過。地球温暖化や生物多様性の危機等の現状や県民の環境意識の変化を踏まえ、「県民力による協創の三重づくり」の理念で、地域や日常に向き合い活動するための環境学習機会や環境情報を提供する。</li> <li>多様な活動主体と連携・協働し、企業としての運営実績やノウハウを生かして、新たな視点と発想により多様な環境学習機会を提供する。</li> <li>ユニバーサルデザイン等の配慮、グリーン購入や障害者就労施設からの優先的調達等県施策の推進に寄与する。</li> <li>コンプライアンスを確立し、責任体制の明確な組織のもと企業の社会的責任に適切に対応する。</li> </ul>	160点	<p>アクティオ株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案された事業計画が詳細で具体的である。</li> </ul> <p>エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センター利用者の現状を詳しく分析し、問題点を把握するなど改善の方向が示されている。</li> </ul>
<p>2 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p> <p>利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p> <p>展示機器等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか</p> <p>緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか</p> <p>個人情報保護に関して、チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか</p> <p>個人情報保護に関して、職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境体験設備、エコライブラリーなどの展示施設、貸与備品などを管理すること。</li> <li>災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成すること。</li> <li>危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をすること。</li> <li>緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと。</li> <li>緊急事態等が発生または発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を行うとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報すること。</li> <li>三重県保健環境研究所が実施する緊急事態対応研修等に参加すること。</li> <li>業務が適切に行えるようチェック体制を確立させること。</li> </ul>	70点×5人=350点	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示機器の維持管理については、委託業者との連携を取りながら、職員も簡易なチェックや目視点検ができるようにするとともに、館内巡回等にて危険箇所を発見し、利用者の危険を回避する。</li> <li>環境教材やパネル等の貸出時、返却時にはきちんと機能するか、破損がないかをチェックし、品質保持に努める。</li> <li>ヒヤリハット活動等、日常業務における未然防止活動を行う。</li> <li>緊急事態発生時には、危機管理責任者(センター長)を中心とした安全管理体制を構築し、緊急事態の対応にあたる。</li> <li>利用者の事故やケガ、感染症等に対しては、危機管理マニュアルに基づき、関係官署や救急病院へ通報する。すべてのスタッフがAEDを使用できるよう研修を徹底する。</li> <li>災害発生時には、県担当者、保健環境研究所担当者との連携体制を整え、緊急時対応にあたる。</li> <li>保険会社と設計した独自の指定管理者総合賠償保険に加入。</li> <li>緊急事態に対応するために、各種訓練を実施する。</li> <li>個人情報保護については、個人情報保護マニュアル、規定、業務フローを定め、管理運営を徹底するとともに、全職員への研修を年1回実施する。</li> </ul>	290点	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業に求められる絶対要件は「安全」である。安全確保、事故防止等については、充実した態勢があり、センターにも同様の安全管理態勢を整備する。</li> <li>利用者の安全確保対策等については、現行の安全対策マニュアル等を当社安全管理部門で再点検し具体的マニュアルを作り、関係者全員の研修、訓練を実施する。</li> <li>事故防止策、危険箇所等の発見やその措置については、全社を挙げて「リスクアセスメント」に取り組んでおりセンターでも実施する。</li> <li>緊急時等の危機管理対応については、当社の安全管理部門やシステムから再度点検し、センター独自の対応マニュアルを策定して、保健環境研究所とも連携し、職員への周知徹底と研修・訓練を毎年実施する。</li> <li>維持管理に当たっては、当社、安全管理部門による毎月の定期パトロールにより点検、現状把握したうえで、当社の維持管理経験・能力を活用して、的確な修繕計画等による効率的な維持管理を行うことにより、利用者の安全と利便性を損なわない経費削減と安定利用を図る。</li> <li>情報の発信機能の強化は、センター運営に欠かせない最大の機能であり、信頼される個人情報の管理が前提である。この観点から、個人情報の取扱規定と責任管理態勢を整備し、全員が必要な研修を受講する。</li> </ul>	272点	

審査基準	県が求める水準	配点	審査内容と評価点		採点項目(採点ポイント)	
			アクティオ株式会社	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社		
3 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。						
提案された事業は実現可能であるか						
「気づき」の機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか						
「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>「気づき」の機会を提供すること</li> <li>展示コーナーの活用</li> <li>環境啓発資料等貸出</li> <li>環境情報資料の管理</li> <li>環境情報の発信・提供</li> <li>情報誌「環境学習みえ」の編集・発行</li> </ul>					
環境学習指導者等の養成に関し、具体的な方策が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>気づきを「知識」や「実践」へと発展させる機会を提供すること</li> <li>社会見学の受け入れと体験教室の開催、一般見学者の案内</li> <li>出前講座・環境講座</li> <li>子どもエコクラブ支援事業</li> <li>環境学習指導者等の養成と活動支援</li> <li>イベントの開催</li> <li>様々な主体と連携した環境保全活動の実施</li> </ul>					
環境学習指導者等の活動の支援に関し、具体的な方策が提案されているか						
様々な主体と連携した環境保全活動の実施に関し、具体的な方策が提案されているか						
利用者を増やす具体的な方策が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター条例第15条第1項に基づき施設の利用に関する必要な規定を定めるとともに、利用許可及び利用料の收受にかかる業務を行うこと。</li> <li>アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告すること。</li> </ul>	160点 ×5人 =800点				
利用料金の設定は適切な提案がされているか	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育参加者数 28年度～32年度 各34,000人</li> <li>児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 28年度～32年度 各10,000人</li> <li>指導者養成を目的とした講座受講者数 28年度～32年度 各1,500人</li> <li>他の環境団体等と連携した環境活動数(件) 28年度 29年度 30年度 31年度 32年度 15 16 17 18 20</li> <li>講座参加者の満足度 通年 90%</li> </ul>					
施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上につながる具体的な提案がされているか						
施設の稼働率等を高めるための具体的な提案がなされているか						
サービス向上につながるような独自の提案がなされているか						
利用者の声の把握及び反映等のサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか						
利用促進・サービス向上・経費削減等の目標が適切に設定されているか						
			<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習の「気づき」「理解」「行動」の3つのステップに対応するよう環境学習スキルにあった講座を実施する。</li> <li>①「気づき」に出会うイベントや気づきの機会提供講座、ファースト・ステップ講座等で環境に関心を持たせるきっかけを作る。</li> <li>②環境基礎講座をはじめとしたセンター講座を受けることで理解を深める。</li> <li>③指導者養成講座で主体的に動く手法を身に付け、その後の活動をセンターが支援することで行動を継続する。</li> <li>一般向け環境講座(買い物ゲーム、水質チェックなど)、センター展示、Mie子どもエコフェア、イベント出展、子ども環境講座・夏休み子ども環境講座(マイ著作作り、子ども環境バスツアーなど)を実施する。</li> <li>気づきを「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供として、ファーストステップ講座(ヒュマイトンボ観察会、ポスターコンクール等)を実施する。</li> <li>環境学習指導者養成について、環境学習指導者サポート制度を実施する。インタープリター養成講座、PLT指導者養成セミナー等を実施する。</li> <li>学校に対して、センター近隣の自然を活かした体験教室のプログラムを提案し、中学校等の来館数を増加させる。</li> <li>環境学習の知識の豊富な人たちが積極的に環境学習を推進していく意欲のある方に向けて、活動の支援を行う。</li> <li>センターが環境団体同士を結ぶコーディネーターの役割を担い、市民団体、企業や県民等、様々な主体と連携した環境保全活動を実施する。</li> <li>センターから離れた地域の在住者等には、「出前講座」を継続して行い、立地上の課題を少しでも解決する。</li> <li>ロビーを最大限利用して、交流促進を図るとともに、月替わり工作や、近隣自然を活用した自然観察会などを開催したり、講座等の貸室利用を図ることなどにより、施設稼働率を高める施策を行う。</li> <li>子どもエコクラブについては、学校やイベントなどで会員登録の呼びかけを行っていく。</li> <li>三重県環境学習情報センター条例に基づき利用料を徴収する。公的機関が利用する場合、その他公益性が認められる目的で利用する場合は全額免除とする。</li> <li>基本方針どおり管理運営ができたか等の自己評価を行う。</li> <li>アンケート調査、ご意見箱の設置により利用者の意見を集約し、対応を検討する。</li> </ul>	526点	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設としてのセンターの中核機能は、児童・生徒の来館を前提とする展示施設である。全児童・生徒の1%程度の来館利用の現状を、徹底して教育現場のニーズを聞き取り、新たな来館メニューも提案して、最優先で改善する。</li> <li>公の施設としてのセンターの二つ目の中核機能は、環境学習養成講座等利用の研修施設である。センター単独主催の講座は、原則、センター施設(現状は他施設利用が大半)で、平日(現状は土、日、祝日)に県内講師により開催し、拠点施設としての認知度を向上させる。また、企業、団体等が環境学習講座を業務の中で受講し活動に繋げることが、三重県の活動主体として当然とする取組みを促進する。</li> <li>養成講座は、地球温暖化や生物多様性の危機等の現状や県民の環境意識の変化を踏まえ、地域や日常に向き合う活動に繋がる内容とする。企業の養成講座への参加と環境学習講師としての活動を充実させ、多様・魅力的な講座開設と企業自身の環境活動への波及に繋げる。</li> <li>土、日、祝日(年末年始以外の全休日)は、研修室等を活用して家族連れ等で気軽に来館できる機能(環境工作、環境体験遊具、親子で学ぶアウトドア学習等)を新設し、子育て支援や家族等の絆づくりにも貢献する中で学習機会を提供する。</li> <li>レイアウトを含む施設利用において、エコライブラリーの利用実態に合った運営、環境学習指導者等にセンター運営の一端を担っていただく観点からの交流サロンの機能の設置、フリー来館者を歓迎する雰囲気のあるお出迎えレイアウトに改善する。</li> <li>センター職員のみで実施している出前講座は、企業、団体、行政、教員等の講師派遣態勢を整え、センターはコーディネート機能を強化して、多様な出前講座を提供する。</li> <li>環境学習指導者養成講座等の実践活動に向けたプログラム作りの支援や活動にセンターを活用できるようにする。</li> <li>他団体等との協働出展を工夫し、できる限り、コーディネート機能を担任して、多様な地域の其々に効果的な出展で協力し、広がりのある環境保全活動を進める。</li> <li>環境学習教材の寄贈や収集、借入等により充実に努め、無料貸出等により利用者の増加を図る。</li> <li>施設利用は、センターの設置目的に沿った利用を優先させ、当該利用は利用料金を全額免除する。</li> <li>県が示した成果目標に加え、センター来館利用の増加目標を追加するほか、継続的に改善目標を加えて実施する。</li> <li>複数の学識経験者等による「環境学習推進評価委員」を設置し、計画や実施事業について評価し、主体的に改善する。</li> </ul>	586点
					<p>アクティオ株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの目指すべき目標とそれに対応する取り組みが分かりやすく構造化されている。</li> <li>環境教育の指導者に至る各ステップに対応した隙間のない講座構成になっている。</li> <li>様々な施設と関わりがあり、他の施設との連携・共有が可能である。</li> <li>P D C Aのサイクルが明確に示されている。</li> <li>ポイントカードの活用で来館者を確保するなど工夫が見られる。</li> <li>現状に対する思い切った改革・発展はあまり期待できない。</li> </ul> <p>エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センター来館者の増加に重点を置き、成果目標を質的に充実させるため、学校関係の利用者数の目標値を高く設定するなど野心的な目標が示されている。</li> <li>外部評価委員の設置や企業の関与等、管理運営に工夫が見られる。</li> <li>提案に具体性が乏しく、センターの中核事業である講座をどのように実施するかという具体的な姿が明らかにされていないため、計画の実現性に不安がある。</li> </ul>	

審査基準	果が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点		特記事項(審査コメント等)		
			アクティオ株式会社	エス・エヌケー・テクノ株式会社			
4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること。  収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか  提案された事業が十分実施できる計画となっているか  県費負担軽減につながっているか  実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化策が提案されているか	指定管理料の上限 199,450千円 平成28年度 39,890千円 平成29年度 39,890千円 平成30年度 39,890千円 平成31年度 39,890千円 平成32年度 39,890千円	50点×5人=250点	指定管理料の上限 199,450千円 平成28年度 39,890千円 平成29年度 39,890千円 平成30年度 39,890千円 平成31年度 39,890千円 平成32年度 39,890千円 ・支出に関しては、これまでの決算額を基本ベースに、算出されている。 ・比較調達、集中販売等による外部調達コストの削減やスケールメリットを活かした経費削減策等によりコストダウンを図る。 ・徹底した省エネルギー対策に取り組んでいく。当方負担予算ではないが、間接的に県の経費削減に貢献するため光熱水費を削減する努力を継続していく。	197点	指定管理料の上限 199,450千円 平成28年度 39,890千円 平成29年度 39,890千円 平成30年度 39,890千円 平成31年度 39,890千円 平成32年度 39,890千円 ・効率的効果的な事業執行により、経費の節減に努め、事業の収支均衡を図るもの、関連会社を含め、実質的な人的、物的支援等を行い、幅広い平等な環境学習機会を拡充する。 ・手段を固定化・断定しない対応でコスト削減を行い、定められた指定管理料の中で、最大の効果を求めて事業運営する。	212点	
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。  施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか(基準点4点)  事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか(基準点4点)  組織体制や責任体制は適切な提案がなされているか  提案事業内容が実施できる体制となっているか(基準点2点)  職員の人材育成につながる方針となっているか  業務に必要な研修があるか	・総括責任者を配置するとともに、施設の管理運営に支障が出ない職員の勤務体制とすること。 ・サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し対応できるよう、職員の研修を定期的に行うこと。また、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行うこと。	80点×5人=400点	・全国で、指定管理施設120施設、業務委託施設36施設を運営し、国際博覧会やイベント等の運営実績がある。 ・実質無借金経営を行っており、経営基盤は安定している。 ・センター長(運営管理統括責任者)1名、副センター長1名、職員6名を配置する。 環境学習推進部門、環境活動推進部門、イベント部門、製作部門の4つに部門分けし、センター長、副センター長が統括する。 ・現スタッフを雇用していく。また、新たなスタッフを雇用する際は、指定管理者業務経験者の社内異動を検討するとともに、地元・周辺地域からの採用を優先する。 ・指導者養成講座受講者を登録する環境人材バンクを構築し、各地域で開催される講座等の講師をお願いする。 ・定期的なフォローアップ研修として、接遇、個人情報保護、クレーム対応研修等を実施する。また、スキルアップ研修として、自然観察指導員講習、施設間交流研修、モチベーションアップ研修などを実施する。	354点	・安定した経営基盤のもと、会社設立以来、経営は順調で連続して利益計上している。 ・センター事業には更なる積極的な事業展開が必要である。この事業からの収益は予定せず、指定管理料上限額に当社の社会貢献事業としての実質的な人的、物的支援等や他の企業等の支援・協力を加えた事業資源で、最大の効果を求めて新たな提案を実行する。 ・センターへは、事業適性を有する常勤職員8名(センター長、環境学習・業務担当)を配置し、指定管理料で支弁する。 ・他に、的確な事業実施のため、社会貢献事業として負担配置する。 環境企画担当(非常勤3名):提案事業に有用な実績を持つ支援者 総務管理・経理担当(兼務2名):関係業務の殆ど担任 安全管理担当(兼務3名):受講生等への対応以外の安全管理担任 特定業務応援:イベント開催時等に必要となる人員 ・現在の環境学習推進員等で意欲と実績がある希望者は採用する。 ・責任感や情熱、信頼される知識や技術、多様な人に接する態度や見識が事業成果を左右する。事業に関わる全員について、接遇、人権、個人情報保護、危機管理、普通救命救急等管理運営に必要な各種研修を継続するほか、主体的な能力向上の受講等を支援する。	338点	アクティオ株式会社 ・財務状況、これまでの実施講座、多様なパートナーとの連携等といった実績から見ても、今後の安定したセンターの運営が期待できる。  エス・エヌケー・テクノ株式会社 ・社会貢献事業として企業の経営資源を投入し、スタッフも充実させるということは評価できる。
総合審査結果		2,000点		1,631点	1,568点		

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	団体名 アクティオ株式会社 代表者 代表取締役 鈴木 悟 所在地 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
選定委員会の講評	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案された事業計画が詳細で具体的である。また、財務状況、これまでの実施講座、多様なパートナーとの連携といった実績から見ても、今後の安定したセンターの運営が期待できる。</li> <li>センターの目指すべき目標とそれに対応する取り組みが分かりやすく構造化されている。</li> <li>環境教育の指導者に至る各ステップに対応した隙間のない講座構成になっている。</li> <li>様々な施設との関わりがあり、他の施設との連携・共有が可能である。</li> <li>PDCAのサイクルが明確に示されている。</li> <li>ポイントカードの活用で来館者を確保するなど、工夫が見られる。</li> <li>ESD、協働といった環境教育をめぐる新しい動きについて十分理解把握していない。</li> <li>現状に対する思い切った改革・発展はあまり期待できない。</li> </ul>

(議案補充説明)

#### 4 議案第 194 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について

##### 1 議案

議案第 194 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について

##### 2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県交通安全研修センター」について、平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県交通安全研修センター条例(平成 7 年三重県条例第 5 号) 第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

##### 3 対象施設

###### (1) 施設名称

三重県交通安全研修センター

###### (2) 設置場所

三重県津市垂水 2566 番地

##### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 津市栄町一丁目 954 番地

名 称 一般財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 余野部 克治

##### 5 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

##### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

###### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 27 年 8 月 10 日から 9 月 16 日まで行った結果、次の 2 団体から応募申請がありました。

〈受付順〉

① 所在地 津市栄町一丁目 954 番地  
名 称 一般財団法人三重県交通安全協会  
代表者 会長 余野部克治

②所在地 愛知県弥富市佐古木1丁目 14 番地 1  
名 称 中部安全サービス保障株式会社  
代表者 代表取締役 野村頼理

(2) 指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなく県民に提供すべきサービスの水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

委員長 安井 広伸 (公認会計士)  
副委員長 山口 直範 (大阪国際大学人間科学部准教授)  
委員 相浦 和則 (公募委員)  
委員 鷺見 三重子 (公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター顧問)  
委員 福永 磨子 (社会福祉法人松風福祉会亀山愛児園副園長)

② 審査の経過

平成 27 年 8 月 2 日	第 1 回選定委員会	(募集要項、審査基準・配点表の決定)
平成 27 年 10 月 9 日	第 2 回選定委員会	(ヒアリング審査)
平成 27 年 10 月 17 日	第 3 回選定委員会	(最終審査、指定管理候補者の選定)

③ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、業務区分ごとの要求水準などについては、別紙のとおりです。

④ 審査結果 (評価点数 (3,000 点満点))

第 1 順位	一般財団法人三重県交通安全協会	(評価点 2,315 点)
第 2 順位	中部安全サービス保障株式会社	(評価点 2,070 点)

## ⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 津市栄町一丁目 954 番地

名称 一般財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 余野部 克治

## ⑥ 選定した理由

三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会での審査結果である評価点および次の委員意見から総合的に判断し、一般財団法人三重県交通安全協会が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・ 一般財団法人三重県交通安全協会は、センターが果たすべき目的や役割を十分に理解したうえでの具体的かつ実現可能な提案をしており、指定管理者としての意欲や責任が感じられる提案内容であった点が評価できる
- ・ 一般財団法人三重県交通安全協会は、地域に広がるネットワークや実績、ノウハウ等を活かし、適切かつ安定的な管理運営が十分に期待できる。また、センターの強みである交通安全教育設備・機器を活用した参加・体験・実践型教育を重要視した研修を提案していた点が評価できる
- ・ 但し、センターを最新かつ最高の交通安全教育を行う重要な施設として機能させるためには、交通安全教育指導者の育成を重点とし、不断の教育効果の評価と見直しが不可欠であり、一般財団法人三重県交通安全協会は、教育カリキュラムの改善、職員の資質向上を怠らないよう努力してほしい。
- ・ 一般財団法人三重県交通安全協会は、センターの知名度、認知度を高めるため、今までの延長線ではなく、斬新なアイデアや創意工夫をするとともに、来場者の声をアンケートやコンシェルが直接聴き取ることなどにより、改善につなげてほしい。
- ・ 一般財団法人三重県交通安全協会には、県のより高い要求水準（成果目標）を達成すべく、センターの専門性、独自性を発揮し、今後、より一層の努力を期待する。

## 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、交通安全活動に対するノウハウやネットワークを活用し、交通情勢や法整備の変化に的確に対応したきめ細かな交通安全教育の提供や市町に対する支援が期待できるほか、県民サービスの向上等の効果を見込んでいます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開および個人情報保護
- ③ 第三者への再委託の禁止・例外の取扱
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成27年12月	指定管理者の指定
平成28年3月	協定書の締結
平成28年4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

別紙

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点		特記事項 (審査コメント)	
			一般財団法人三重県交通安全協会	評価点		中部安全サービス保障株式会社
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。</p> <p>①管理運営の総合的な基本方針 ②利用者の公平、公正な利用 ③企業(団体)の社会的責任 ④現状に対するアセスメント</p>	<p>管理運営の基本方針及び5年間の方向性(ビジョン)が、県の運営方針と合致しているか</p> <p>事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか</p> <p>企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境配慮への対応は適切か</p> <p>的確な現状把握や課題把握が行われ、適切な対応(改善方法)が提案されているか</p>	<p>40点×5人=200点</p>	<p>平成7年5月の開所以来、約20年間に亘り事故なく安全・安心・快適な利用を提供できるよう努めてまいりました。今後も時代の変化、社会的使命に対応した運営に努めます。</p> <p>(1) 管理運営の総合的な基本方針について ・幼児から高齢者まで、すべてのライフステージで生涯に何度もリピート出来る三重県交通安全研修センター(以下「センター」)にします。 ・交通安全教育の指導者の育成に力点を置き、各地域・職域の指導員を拡充します。 ・県内の交通安全の「核」として、各市町、警察、交通安全協会等と交流を深めます。</p> <p>(2) 利用者の公平、公正な利用について ・参加・体験・実践型のセンターの特徴を県内の隅々の方に知られるように広報します。 ・県内全域を網羅する当協会のネットワークにより遠隔地での教育の場を提供します。</p> <p>(3) 協会の社会的責任について ・センターの社会的使命と責任を自覚し、グリーンマーク、エコマーク等のグリーン調達を優先し、環境保全に配慮した施設運営を行います。 ・免許センターの震災対応マニュアル等を誠実に実行し、利用者の安全確保に努めます。</p> <p>(4) 現状に対するアセスメント ・指導者養成施設への専門化・高齢者の事故防止対策・センターの幅広い広報</p>	<p>152点</p>	<p>(1) 管理運営の総合的な基本方針について ※三重県交通安全研修センターの管理運営方針として 弊社は、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)に基づき、三重県交通安全研修センター条例等の内容を踏まえ、下記の「8つの基本方針」に基づき管理運営をします。 ① 県民の安全な生活の確保のためにも、研修センターの設置目的に沿った、交通安全対策の推進に寄与する管理運営を実施します。 ② 三重県遠隔地等で交通安全研修センターの研修事業を出張展開し、研修センターにリピーターとして来館してもらえ、県民に愛される交通安全研修センターにします。 ③ 新しい時代の「公」を担う企業として、利用の平等性を確保します。 ④ お金をかけるのではなく、知恵と工夫と行動と県民(利用者)の声を武器とし、良い交通安全研修センターに改善します。 ⑤ 専門分野の職員も必要ですが、何でも出来るマルチな人材を育成し、職員で出来る事は職員で実施し、外部委託費等の削減をします。 ⑥ 研修センター外部にて監査・チェック体制をとり、健全な管理運営体制とします。 ⑦ 指定管理者制度の利点を生かし、効果的・効率的な管理運営を追求します。 ⑧ 三重県の交通安全教育の核としての機能を充実させ、役目・役割を果たします。</p> <p>(2) 利用者の公平、公正な利用について 弊社は、利用者の公平、公正な利用について下記のように実施します。 ① 業務の適正かつ確実な履行に万全を期します。 ② 業務の履行における公平、公正性の確保に努めます。 ③ この職務の信用を傷つけるような行為はしません。 以上の3項目を基本に、三重県及び関係各団体様との名誉を汚すことのないように業務を遂行します。</p>	<p>143点</p>



<p>2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。</p>	<p>①交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <p>・対象とする受講者と研修目的を明確にした複数のカリキュラムを作成のうえ、年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、機器の使用等による参加・体験・実践型の効果的な研修を実施すること。特に、学校や幼稚園の教諭、保育所の保育士など、教育等の現場における指導者に対するカリキュラムについては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校という区分ごとに、個別にカリキュラムを作成すること。さらに、受講者の発達段階等に応じた飲酒運転防止内容を取り入れて研修を行うこと</p> <p>・指導者の特性及び段階に応じ、その指導者が指導の対象とする者なども考慮した複数のカリキュラムを作成のうえ、地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全指導者の、養成・資質向上を図るための研修を実施すること</p> <p>・センターの利用が困難な東紀州地域及び指導員体制が整っていない地域(市町)に限り、対象とする受講者と研修目的を明確にしたうえで、参加・体験型の効果的な出前研修を実施すること</p> <p>・依然として多い高齢者の交通事故防止のため、高齢者の受講しやすさに配慮したうえで、センターの教育機器を駆使し、研修を実施すること</p>	<p>410×5人 =2,050点</p>	<p>(1)交通安全に関する教育の実施に関する業務について</p> <p>幼児から高齢者まで、すべての県民に「あなたの交通安全教育プログラム」をモットーに一人ひとりに、きめの細かいカリキュラムによる研修を行います。指定管理期間の5年間で、評価検討委員会の事業検証や各種のアンケート等により、年度毎のPDCAサイクルによる不断の事業見直しと改善を行い、5年後の事業目標の達成を図ります。</p> <p>・指導者研修には、「修了証」を発行し、一人ひとりに「指導者養成カルテ」(新規事業)を作成し、カルテに基づく反復研修を受けられる体制を作ります。</p> <p>・事業当初は、一般研修カリキュラム19本、指導者養成カリキュラム16本によるきめの細かい研修を行い、その後さらに対象や内容を分析しながらカリキュラムを 発展させます。</p> <p>・三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす、飲酒運転や事故防止対策を創意工夫して進めます。</p> <p>・免許更新に訪れる高齢者(年間約8千人)をセンター利用者として案内し、高齢者重点プログラム「シニア参加・体験ラーニング」(新規事業)を行い「地域シニア・リーダー」(新規事業)を育成します。</p>	<p>1,573点</p>	<p>(1)交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <p>ア 参加・体験・実践型の交通安全研修事業について</p> <p>弊社は、民間でしか出来ない、『楽しく、わかりやすい、交通安全教育』を実施したいと考えます。研修カリキュラムは、要求されている15プログラムを実施します。</p> <p>弊社として、特に力を入れて実施していきたいターゲットは、①保育所児童・幼稚園児②小学生(低学年)③小学生(中学年)④小学生(高学年)⑤高齢者であると考えています。</p> <p>弊社が今まで培った防犯セミナーでのノウハウを役立て、三重県の交通安全教育に貢献していきたいと考えています。</p> <p>イ 指導者育成・資質向上事業について</p> <p>交通安全の指導者は、交通安全の知識・技術が重要であるということも必要ですが、人に教える者としての基本ノウハウから指導していきます。安全教育の内容としては、歩行者・自転車を重視し、弊社の重要ターゲットと同じ子供と高齢者についてやさしく指導・教育ができるように養成します。</p> <p>ウ 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業について</p> <p>弊社が考えた研修センターでの研修プログラムは、出前研修においても同じ内容・クオリティーで出来るようにいたします。なぜなら同じ三重県に住んでいるのに、遠隔地等の方々には同じサービス(研修)が受けられないのは、不公平であると考えたからです。研修会場での研修内容は、目的別に研修が出来るようにします。</p> <p>エ 高齢者重点プログラム事業</p> <p>一般的に高齢者は、加齢に伴い身体機能に変化し、歩行者としても運転者としても、道路を通行する際に従前の行動をとることができない場合や、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない場合があります。</p> <p>そこで、加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動にどう影響するのかを理解させるとともに、歩行者の習得、自転車利用者の心得等について理解を深め、安全に道路を通行できるようにすることを目的とします。</p>	<p>1,395点</p>
<p>①交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <p>参加・体験・実践型の研修に関し、適切な方策が提案されているか</p> <p>教育等の現場における指導者に対する効果的なサブカリキュラムが作成されているか</p> <p>指導者養成・資質向上事業に関し、適切な方策が提案されているか</p> <p>遠隔地等への出前型研修に関し、適切な方策が提案されているか</p> <p>高齢者重点プログラム事業に関し、適切な方策が提案されているか</p>						

<p>②施設の運営に関する業務</p>	<p>ホームページの管理・運営及び情報発信に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか</p> <p>展示スペースの活用に関し、効果的な方策が提案されているか</p> <p>案内人(交通安全ガイド)の配置に関し、利用者からみて、適切な提案となっているか</p> <p>親子で学ぶ環境づくりに関し、創意工夫にあふれた提案がなされているか</p> <p>一般利用者の属性調査の実施に関し、有効で具体的な提案がなされているか</p> <p>交通安全グッズの作成(検討)等について、適切な提案がなされているか</p> <p>事業や企画が具体的で独創性があり、センターの魅力をアピールできる内容となっているか</p> <p>利用者を拡大するための具体的な方策が提案されているか</p> <p>施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか</p>	<p>②施設の運営に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページを設置し、センターの紹介、研修の案内、交通安全情報の提供、施設の予約状況のページなどを作成し、定期的に更新を行うこと(1月に1回以上)。また、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行い、提供する内容について不断の改善を行うこと</li> <li>・来場者の交通安全意識の向上に繋がるよう、交通安全情報の掲示、特設コーナーの設置など、展示スペースを活用すること</li> <li>・交通安全についてわかりやすく学べるよう、機器の説明や目的などについて指導する案内人(交通安全ガイド)を屋内体験学習ゾーン(4F)に配置し、施設の案内等を行うこと</li> <li>・親子が自由に学べるコーナーや環境を確保するとともに、来場した親子が、交通安全について、ともに学べるガイドブックを作成すること</li> <li>・センターのPR(周知)活動及び利用者の拡大に活用するため、一般利用者の居住地、年代、性別、利用歴などについての属性調査を行うこと(毎月、4日以上)</li> <li>・センターのPRを図り交通安全に対する関心を惹起するため、交通安全グッズの作成について検討し、可能であれば作成すること</li> <li>・センターの魅力を積極的にアピールするための事業や、利用者に繰り返し利用していただけるような企画、あるいは、体験型研修や無料施設としての利点を活かした企画などを立案し、実施すること(毎月1回以上)</li> <li>・参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性や、センター及びその活動内容の周知を図るため、計画的に、県内の企業・団体等を訪問し、利用者の拡大を図ること(1年間で120団体以上)</li> </ul>
<p>③交通安全に関する情報・資料の収集・提供に関する業務</p>	<p>教材・教育プログラムの開発(作成)及び提供に関し、適切な方策が提案されているか</p> <p>各種調査・研究の充実に関し、適切な方策が提案されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター及びその活動内容などの認知度を高めるため、特にホームページを活用するなどして、広報・啓発活動に積極的に取り組むこと。ホームページについては、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行い、提供するホームページの内容について不断の改善を行うこと。また、市町、NPO組織、地域の交通安全教育指導者などと連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性の周知及びセンターの認知度の向上に努め、利用者の拡大を図ること</li> </ul>
<p>④市町等に対する支援及び機能向上、連携交流に関する業務</p>	<p>ネットワークの構築、センター機能の向上、連携交流の促進に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。</p> <p>市町等に対する支援に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。</p>	<p>③交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の実態に応じた教材や教育プログラムを開発(作成)し、研修に活用するとともに、必要に応じて関係者等にも提供すること(1年に1教材以上)。また、提供した教材・教育プログラムについて、毎年、その有効性について検証・チェックを行うこと</li> <li>・交通安全に関する各種調査・研究を行う(1年に1件以上)とともに、情報収集を充実させ、必要に応じて市町及び関係機関・団体など関係者に提供(情報発信)すること。</li> </ul>
<p>⑤利用者サービス向上につながる独自の提案</p>	<p>施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか</p> <p>施設の効用を高めるため、地域の団体等との連携が具体的に提案されているか</p>	<p>④センター機能の向上及び連携交流の推進並びに市町等に対する支援に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターが県内の交通安全教育の中核施設として機能するとともに、交通安全教育に取り組む関係機関等が効率的、効果的に教育の成果を上げられるよう、地域の交通安全教育指導者や関係機関・団体とのネットワークを構築すること(1年に2回以上、連絡協議会(仮称)を開催する)</li> </ul>
<p>⑥事業評価、利用者の声の把握と管理運営への反映体制</p>	<p>事業に対する評価・検証の体制、利用者の声の把握及び事業への反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p>	

(2)施設の運営に関する業務について

- ・ホームページの他、ユーチューブやSNS(アメブロ、フェイスブック、ツイッター)を大幅拡充して意見や質問を受け答え出来る双方向性のある情報発信を行います。
- ・案内、説明、指導の出来るセーフティ・プラザ・コンシェル(新規事業)を配置し、幅広い年齢層に親切に対応します。また、親子で学べるガイドブック等による満足度の高い運営に努めます。

(3)交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務他について

- ・「分析・企画・開発チーム」(新規事業)による質の高いカルキュラム作成や情報の提供を行います。また、当協会に専門知識を持った職員からなる「交通事故ゼロプロジェクト」(新規事業)を設置し、交通安全教育研究に関するセンターの支援をします。
- ・各種イベントや親子紙芝居コーナー、休憩場所としての「憩いの場」の設置や、交通事故統計や交通事故パネル等の掲示を行い、楽しく交通安全について学べるセンターとしてユニバーサルデザインに配慮した施設の運営を行い、利用者サービスの向上に努めます。
- ・各地区の交通安全協会等と市町への支援に力を入れます。また、「三重県交通安全研修センター連絡協議会」等を構築して、市町、教育委員会等の関係機関との交流を深め、協力して交通事故防止対策を進めます。
- ・県の示す成果目標及び独自の数値目標の達成を誠実に図ります。

(2)施設の運営に関する業務

ア ホームページを活用した情報発信について

情報提供及び広報PR事業の核として、インターネットにてセンターホームページの活用及び充実をはかります。県民誰もが、必要な情報を即時に入手でき、また、ホームページを見て、研修センターに来館したくなるような、楽しくて面白くて役に立つホームページに変えていきます。

イ 展示スペースの活用について

展示スペースの活用については、交通安全に関する情報の掲示及び特設コーナーの設置等を基本に考えますが、弊社としてはイベント会場としても使用したいと考えています。

イベントとは、公開交通安全セミナー(子供編・高齢者編)の開催及び交通安全啓発ビデオ上映会場(プロジェクター使用)として使用も考えています。

ウ 案内人(交通安全ガイド)の配置

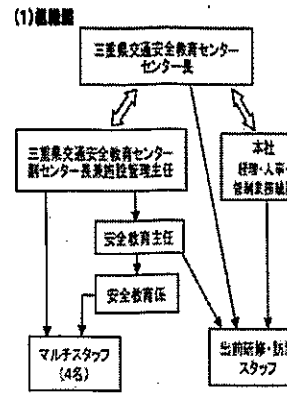
案内人(交通安全ガイド)を4Fの屋内展示スペースに1名以上を営業時間内に配置をします。

マルチスタッフ(安全教育・施設管理業務担当)を案内人対応が出来るように育成し、必要に応じ配置できる体制をとります。

(3)県が示す成果目標及び独自数値目標の達成について

成果目標:①センター利用者数(出前研修除く)、②指導者育成・資質向上講座受講者数③利用者(研修受講者)満足度及び弊社が独自に設定した数値目標を達成させます。

<p>⑦県が示す成果目標の達成方策</p> <p>⑧申請者が提案する独自の成果目標・数値目標</p>	<p>成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか</p> <p>利用促進・サービス向上・経費削減等の目標が適切に設定されているか。また、目標を達成するための具体的な方策が提案されているか</p>	<p>・必要に応じて、市町等が取り組むべき交通安全教育の手法等について助言する、人を派遣する、問題点を調査する、専門家(専門機関)を紹介するなど、市町等に対する支援のこと(1年に4回程度)</p> <p>⑥事業計画書に基づき実施した事業について、業務が適切であるかどうか評価検証を行い、評価結果をその後の事業に反映させ、事業内容を継続的に改善すること</p> <p>⑦指定期間を通じて達成すべき成果目標</p> <p>(i)指導者養成・資質向上講座受講者数 1,700人</p> <p>(ii)団体研修受講者数 5,500人</p> <p>(iii)一般利用者数 43,000人</p> <p>(iv)研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合 100%</p> <p>⑧県が示す成果目標以外に、指定管理者が独自に定める成果目標、数値目標を提案すること</p>					
<p>3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p>		<p>・施設・設備、貸与備品の管理を行い、必要に応じて修繕し、良好な維持管理に努めること</p> <p>・利用者の安全確保のため、事故防止策とその対応策を整備するとともに、危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと</p> <p>・災害及び事故等の不測の事態(緊急事態等)を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを点検整備するとともに、緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと</p> <p>・三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応すること</p> <p>・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策等の施策等の施策について、県に協力し施策実現に寄与すること</p>	<p>70×5人 =350点</p>	<p>当協会は、施設開設以来、長年に亘り設備を修繕・保全を重ね、適切で安全に維持管理して来ました。今回の大幅な施設のリニューアル後も、長年培ったノウハウを活かして、安全で適切な維持管理に努めていきます。</p> <p>(1) 施設の維持管理に関する業務 最小の費用で最大の効果を発揮出来る、効率的な運営と創意工夫による経費の削減に努めます。</p> <p>(2) 災害及び事故等の不測の事態を想定した体制等の整備及びその対応策について 免許センターの「震災及び火災対応マニュアル」、センターの「危機管理マニュアル」に従った訓練を繰り返し、有事の際の安全な避難誘導、けが人等の保護、救出に努めます。</p> <p>(3) 利用者の安全確保、事故防止、危険箇所等の発見やその対策について ユニバーサルデザインに配慮し、各種点検による機器の安全運行及び使用、流行性の感冒等への配慮等、利用者及び職員の事故防止に努めます。</p> <p>(4) 個人情報保護、情報公開について 個人情報の保護、情報公開、その他三重県交通安全研修センター条例等の各種法令を遵守し、センターのコンプライアンスの徹底を図ります。</p> <p>(5) 県の施策への配慮について 利用者の人権の尊重はもとより、職場内でも各種ハラスメント等の防止に努め、公正で明るい職場にします。男女共同参画社会の取り組みとして女性職員4名を配置します。当協会では、産休・育休制度を実施して次世代育成支援対策に取り組んでいます。また、すべての県民が安全・公平・快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりの推進や持続可能な循環型社会の創設に向けた環境保全活動等の県の推進する施策に取り組みます。</p>	<p>268点</p>	<p>(1) 施設の維持管理に関する業務 施設の維持管理については、現状の管理状況に基づき実施します。</p> <p>(2) 個人情報保護、情報公開について ア 個人情報保護 弊社は、平成20年12月8日に社団法人中部産業連盟様よりプライバシーマーク付与認定がおり平成26年12月22日に第4回の更新審査に適合をしました。</p> <p>プライバシーマークについては、弊社の業務・部門の全てが対象となっていますので、この業務においても適切に取扱いをします。</p> <p>イ 情報公開 情報の公開については、三重県情報公開条例の規定に基づき、三重県交通安全研修センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規定を整備し、公開します。研修センターにて保有した情報の管理方法として、必ず管理職以上が管理します。又、情報の取扱いは個人情報の保護に準じて実施します。情報公開までの流れについては、三重県のシステムに沿って実施します。尚、公開の方法については、センター内掲示コーナー及びセンターホームページを利用して公開していきたいと考えます。</p> <p>(3) 県の施策への配慮について ①人権尊重社会実現のため、職員をはじめ、パート職員にも年に2回、前期と後期に各1回、人権について会社にて、教育を実施します。</p> <p>②男女共同参画社会実現のため、女性職員を積極的にセンターに配置します。又、公正な人事配置を実施します。</p> <p>③次世代育成支援の推進として、子育て支援のためのフレックスタイム制、又育児休暇等の会社規則の整備を済ませています。交通安全研修プログラムも、幼児・小学生等に重点を置き、親子で学べる研修プログラムの導入をしていきます。</p> <p>④持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、ゴミの分別回収の徹底をします。又、グリーンマーク購入法及びエコマークの推進をし、センター内外で使用する物は出来る限り、環境にやさしい製品を吟味して使用します。</p> <p>(弊社、ISO14001の運用管理規程に準拠させる)</p>	<p>240点</p>

<p>4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。</p> <p>①法人等の組織体制、勤務体制 事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか</p> <p>②人材育成方針、研修体制 事業計画書に沿った管理運営を実施するため、適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか</p> <p>③法人等の財政的基礎 提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか</p> <p>職員の人材育成に繋がる人材育成方針となっているか、また研修計画が効果的かつ適切なものとなっているか</p> <p>施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか</p>	<p>・統括責任者を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置すること。また、管理運営の業務が適切であるかについて、チェック体制を確立すること</p> <p>・施設の管理が開始される平成28年4月1日までに、創造的な交通安全教育を企画・立案できる交通安全教育の専門知識を有する者を最低1名確保すること(※応募の時点では、専門知識する者を複数名確保していることを選定審査の必須条件とはしない。)</p> <p>・サービスの向上を図るため、センターの管理運営業務に従事する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行い、人材育成に努めること</p> <p>・自動車安全運転センター安全運転中央研修所・各種団体・機関や各種学会・研究会等が実施する研修に職員を積極的に参加させるとともに、カリキュラムへの活用、カリキュラムの改善に取り組むこと</p> <p>・公の施設の管理者として必要な人権研修、環境(ISO 14001)研修、救急救命研修等を定期的実施すること</p>	<p>50×5人 =250点</p>	<p>・開所以来、三重県交通安全研修センターを運営してきたノウハウを最大限に生かし、安定したスムーズな管理運営ができるよう人員配置計画に努めます。</p> <p>・統括責任者1名、スタッフ及び案内人7名 計8名を常勤雇用の上ローテーションにて勤務いたします。</p> <p>・出前研修及び特別研修実施の際は、研修センター指導経験者、交通安全アドバイザー経験者等臨時職員 8名のバックアップ体制により効率的な事業の展開に努めます。また、一部スタッフをマルチ化し業務全般にあたり、業務のフラット化と迅速化を図り、人的資源を有効活用いたします。</p> <p>なお、専門業務の一部を外部委託で行います。その他、当協会より随時、必要に応じたバックアップを行い、しっかりしたサポートに努めます。</p>	<p>207点</p>	<p>(1)組織図</p>  <p>(2)人員</p> <p>①研修センター人員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>センター長</li> <li>副センター長兼施設管理主任</li> <li>安全教育主任</li> <li>安全教育係</li> <li>マルチスタッフ 4名</li> </ol> <p>計 8名</p> <p>②出前研修人員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>出前研修スタッフ 3名</li> </ol> <p>計 3名</p> <p>※合計 11名</p>	<p>180点</p>																																																																																														
<p>5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>①収支計画の積算の考え方 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</p> <p>②コスト削減の考え方 実効性があり、かつ、創意工夫がある経費の方策が提案されているか</p>	<p>指定期間中に支払う施設の管理に要する経費(指定管理料)の総額は、次に示す額を上限とする。</p> <p>指定管理料の総額 200,125千円以内(5年間)(消費税及び地方消費税を含む。)</p> <p>(内訳)</p> <table border="1"> <tr><td>平成28年度</td><td>40,025千円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>40,025千円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>40,025千円</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>40,025千円</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>40,025千円</td></tr> </table>	平成28年度	40,025千円	平成29年度	40,025千円	平成30年度	40,025千円	平成31年度	40,025千円	平成32年度	40,025千円	<p>30×5人 =150点</p>	<p>・当協会は、安定した事業収入と十分な純資産により、安定的な財政運営を行っています。</p> <p>・コスト削減は、保守管理、研修用物品の作成等を職員自ら行うことを基本として進めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>指定管理料</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td></tr> <tr><td>支収入合計</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>25,225</td><td>25,225</td><td>25,225</td><td>25,225</td><td>25,225</td></tr> <tr><td>事務費</td><td>1,560</td><td>1,540</td><td>1,570</td><td>1,555</td><td>1,560</td></tr> <tr><td>事業費・管理費等</td><td>13,240</td><td>13,260</td><td>13,230</td><td>13,245</td><td>13,240</td></tr> <tr><td>支出合計</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td></tr> </tbody> </table>		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	指定管理料	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025	支収入合計	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025	人件費	25,225	25,225	25,225	25,225	25,225	事務費	1,560	1,540	1,570	1,555	1,560	事業費・管理費等	13,240	13,260	13,230	13,245	13,240	支出合計	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025	<p>115点</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>指定管理料</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td></tr> <tr><td>収入合計</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td><td>40,025</td></tr> <tr><td>管理費</td><td>24,603</td><td>24,603</td><td>24,603</td><td>24,603</td><td>24,603</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>12,036</td><td>12,237</td><td>12,237</td><td>12,237</td><td>12,237</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>1,955</td><td>2,444</td><td>2,444</td><td>2,444</td><td>2,444</td></tr> <tr><td>支出合計</td><td>38,544</td><td>39,284</td><td>39,284</td><td>39,284</td><td>39,284</td></tr> </tbody> </table>	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	指定管理料	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025	収入合計	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025	管理費	24,603	24,603	24,603	24,603	24,603	事業費	12,036	12,237	12,237	12,237	12,237	消費税	1,955	2,444	2,444	2,444	2,444	支出合計	38,544	39,284	39,284	39,284	39,284	<p>112点</p>
平成28年度	40,025千円																																																																																																			
平成29年度	40,025千円																																																																																																			
平成30年度	40,025千円																																																																																																			
平成31年度	40,025千円																																																																																																			
平成32年度	40,025千円																																																																																																			
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度																																																																																															
指定管理料	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025																																																																																															
支収入合計	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025																																																																																															
人件費	25,225	25,225	25,225	25,225	25,225																																																																																															
事務費	1,560	1,540	1,570	1,555	1,560																																																																																															
事業費・管理費等	13,240	13,260	13,230	13,245	13,240																																																																																															
支出合計	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025																																																																																															
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																																																															
指定管理料	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025																																																																																															
収入合計	40,025	40,025	40,025	40,025	40,025																																																																																															
管理費	24,603	24,603	24,603	24,603	24,603																																																																																															
事業費	12,036	12,237	12,237	12,237	12,237																																																																																															
消費税	1,955	2,444	2,444	2,444	2,444																																																																																															
支出合計	38,544	39,284	39,284	39,284	39,284																																																																																															
<p>総合審査結果</p>		<p>3,000点</p>	<p>2,315点</p>	<p>2,070点</p>																																																																																																

第1順位となった団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>団体名 一般財団法人三重県交通安全協会 代表者 会長 余野部克治 所在地 三重県津市栄町一丁目954番地</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>○一般財団法人三重県交通安全協会は、センターが果たすべき目的や役割を十分に理解したうえで、具体的な実現可能な提案をしており、指定管理者としての意欲や責任が感じられる提案内容であった点が評価できる。</p> <p>○一般財団法人三重県交通安全協会は、地域に広がるネットワークや実績、ノウハウ等を活かし、適切かつ安定的な管理運営が十分に期待できる。また、センターの強みである交通安全教育設備・機器を活用した参加・体験・実践型教育を重要視した研修を提案していた点が評価できる。</p> <p>○但し、センターを最新かつ最高の交通安全教育を行う重要な施設として機能させるためには、交通安全教育指導者の育成を重点とし、不断の教育効果の評価と見直しが不可欠であり、一般財団法人三重県交通安全協会は、教育カリキュラムの改善、職員の資質向上を怠らないよう努力してほしい。</p> <p>○また、一般財団法人三重県交通安全協会は、センターの知名度、認知度を高めるため、今までの延長線ではなく、斬新なアイデアや創意工夫をするとともに、来場者の声をアンケートやコンシェルが直接聴き取るなどにより、改善につなげてほしい。</p> <p>○一般財団法人三重県交通安全協会には、県のより高い要求水準(成果目標)を達成すべく、センターの専門性、独自性を発揮し、今後、より一層の努力を期待する。</p>

1 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
151	地球温暖化対策の推進	環境生活部	啓発や環境教育が取組方向に記載されているが、具体的実践に係る記述が弱い。温室効果ガス排出に大きな割合を占める企業の地球温暖化対策実践例としてはM-EMSの認証等が挙げられるが、活動指標でなくてもよいので、「取組方向」などに記述を加えてもらいたい。	M-EMSの認証取得は有効な手段であり、県として促進することには変わりはありません。最終案においては、M-EMS等の環境マネジメントの普及拡大による環境負荷の低減について、「取組方向」に記述を加えました。
212	地域の活力を高める女性活躍の推進	環境生活部	男女が対等な立場であらゆる分野に参画でき、女性が活躍できる場づくりを推進していくことが施策の主旨であることを捉えれば、施策名の表記には男女共同参画の文言を用いることがより適切であり、施策名は「男女共同参画の社会づくり」としていただきたい。	「男女共同参画の社会づくり」をめざす取組は今後も変わりがないものです。これまで施策に取り組んできた結果、固定的な性別役割分担意識は薄くなってきていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とは言い難い現状があります。そのため、今後4年間は、これまでの取組を一步進め、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進していく必要があると考え、施策名を一部修正して最終案では「あらゆる分野における女性活躍の推進」と変更しました。なお、「男女共同参画の社会づくり」の主旨は従来より記述しておりますが、最終案において男性の意識改革等についての記述も加えました。
212	地域の活力を高める女性活躍の推進	環境生活部	女性の活躍が求められる場所が企業だけでなく、地域や家庭など多岐にわたることを捉えれば、根本となる県民指標は、県民の男女共同参画に対する意識が高まったかどうかとするのがより適切であり、県民指標は「社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合」としていただきたい。	女性の活躍は企業等における職業生活だけでなく、地域や家庭などあらゆる分野において実現されることが必要です。そのため、今回のご意見をふまえ、最終案では施策名の見直しとあわせて、県民指標を「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合」に変更し、みえ県民意識調査を活用することにいたしました。

2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）」最終案について

【第二次行動計画（仮称）中間案】

主担施策計 10

【第二次行動計画（仮称）最終案】

※下線部は中間案からの変更箇所

主担施策計 10

I「守る」	施策	基本事業	指標	
4 暮らしの安全を守る	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり		県民 交通事故死者数	
		14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	活動 ①交通事故死傷者数 ②高齢者交通事故死者数	
		14202 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進	活動 飲酒運転事故件数	
		14203 安全で快適な交通環境の整備	活動 老朽化した信号制御機の更新数(累計)	
		14204 交通秩序の維持	活動 運転者のシートベルト着用率	
	143 消費生活の安全の確保		県民 消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	
		14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援	活動 消費生活講座等で必要な知識が得られたとする人の割合	
		14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保	活動 消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	
	5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進		県民 家庭での電力消費による二酸化炭素排出量
			15101 温室効果ガス排出削減の取組推進	活動 大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率
15102 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくり			活動 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりに取り組む市町の数	
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進			活動 地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	
15104 環境教育の推進			活動 環境教育講座等参加者の満足度	
152 廃棄物総合対策の推進				県民 廃棄物の最終処分量
		15201 ごみゼロ社会の実現	活動 1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	
		15202 産業廃棄物の3Rの推進	活動 産業廃棄物の再生利用率	
		15203 廃棄物処理の安全・安心の確保	活動 不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	
		15204 不適正処理の是正措置の推進	活動 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	
154 大気・水環境の保全			県民 大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	
		15401 大気・水環境への負荷の削減	活動 大気・水質の排出基準適合率	
		15402 自動車環境対策の推進	活動 NOx・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率	
		15403 生活排水対策の推進	活動 生活排水処理施設の整備率	
		15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進	活動 海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	
	15405 環境保全のための調査研究成果の還元	活動 大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数		

I「守る」	施策	基本事業	指標	
4 暮らしの安全を守る	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり		県民 交通事故死者数	
		14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	活動 ①交通事故死傷者数 ②高齢者交通事故死者数	
		14202 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進	活動 飲酒運転事故件数	
		14203 安全で快適な交通環境の整備	活動 老朽化した信号制御機の更新数(累計)	
		14204 交通秩序の維持	活動 運転者のシートベルト着用率	
	143 消費生活の安全の確保		県民 消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	
		14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援	活動 消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	
		14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保	活動 消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	
	5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進		県民 家庭での電力消費による二酸化炭素排出量
			15101 温室効果ガス排出削減の取組推進	活動 大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進			活動 電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進			活動 地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	
15104 環境教育の推進			活動 環境教育講座等参加者の満足度	
152 廃棄物総合対策の推進				県民 廃棄物の最終処分量
		15201 ごみゼロ社会の実現	活動 1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	
		15202 産業廃棄物の3Rの推進	活動 産業廃棄物の再生利用率	
		15203 廃棄物処理の安全・安心の確保	活動 不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	
		15204 不適正処理の是正措置の推進	活動 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	
154 大気・水環境の保全			県民 大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	
		15401 大気・水環境への負荷の削減	活動 大気・水質の排出基準適合率	
		15402 自動車環境対策の推進	活動 NOx・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率	
		15403 生活排水対策の推進	活動 生活排水処理施設の整備率	
		15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進	活動 海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	
	15405 環境保全のための調査研究成果の還元	活動 大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数		

II 「創る」	施策	基本事業	指標
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり		県民 人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合
		21101 人権が尊重されるまちづくりの推進	活動 地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数(累計)
		21102 人権啓発の推進	活動 人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度
		21103 人権教育の推進	活動 人権教育カリキュラムを作成している学校の割合
		21104 人権擁護の推進	活動 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度
	212 地域の活力を高める女性活躍の推進		県民 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の策定数
		21201 政策・方針決定過程への女性の参画	活動 県・市町の審議会等における女性委員の割合
		21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	活動 男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数
		21203 あらゆる分野における女性活躍の推進	活動 女性の活躍推進三重県会議における「取組宣言」を行った企業・団体の数(累計)
		21204 性別に基づく暴力等への取組	活動 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数
	213 多文化共生社会づくり		県民 多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合
		21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援	活動 ①多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の満足度 ②医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計)
		21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援	活動 日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合
2 学びの充実	228 文化と生涯学習の振興		県民 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度
		22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実	活動 県立文化施設の利用者数
		22802 文化財の保存・継承・活用	活動 文化財情報アクセス件数
		22803 学びとその成果を生かす場の充実	活動 みえ生涯学習ネットワーク登録会員数
		22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上	活動 地域の教育関係者のネットワークへの参画者数
5 地域の活力の向上	255 協創のネットワークづくり		県民 地域活動等を行っている県民の割合
		25501 県民の社会参画の促進	活動 NPO法人に対する寄付金総額
		25502 学生の地域活動への参画促進	活動 「みえ学生地域活動支援センター(仮称)」を利用して地域活動に取り組んだ件数

II 「創る」	施策	基本事業	指標
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり		県民 人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合
		21101 人権が尊重されるまちづくりの推進	活動 地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数
		21102 人権啓発の推進	活動 人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度
		21103 人権教育の推進	活動 人権教育カリキュラムを作成している学校の割合
		21104 人権擁護の推進	活動 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進		県民 あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合
		21201 政策・方針決定過程への女性の参画	活動 県・市町の審議会等における女性委員の割合
		21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	活動 男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度
		21203 職業生活等における女性活躍の推進	活動 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計)
		21204 性別に基づく暴力等への取組	活動 性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計)
	213 多文化共生社会づくり		県民 多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合
		21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援	活動 ①多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 ②医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計)
		21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援	活動 日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合
2 学びの充実	228 文化と生涯学習の振興		県民 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度
		22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実	活動 県立文化施設の利用者数
		22802 文化財の保存・継承・活用	活動 文化財情報アクセス件数
		22803 学びとその成果を生かす場の充実	活動 みえ生涯学習ネットワーク登録会員数(累計)
		22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上	活動 地域の教育関係者のネットワークへの参画者数(累計)
5 地域の活力の向上	255 協創のネットワークづくり		県民 地域活動等を行っている県民の割合
		25501 県民の社会参画の促進	活動 NPO法人活動への支援としての会費収入等
		25502 若者の地域活動への参画促進	活動 若者との協創により地域活動に取り組んだ件数(累計)

I-1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり(防災対策部)	11103 災害ボランティアの活動環境の充実	活動 みえ災害ボランティア支援センターの幹事団体・協力団体数
I-1 防災・減災	112 防災・減災対策を進める体制づくり(防災対策部)	11206 教育施設の防災対策	活動 県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策済率
II-2 学びの充実	226 地域に開かれ信頼される学校づくり(教育委員会)	22604 私学教育の振興	活動 私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数

I-1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり(防災対策部)	11103 災害ボランティアの活動環境の充実	活動 みえ災害ボランティア支援センターに参画する団体数(累計)
I-1 防災・減災	112 防災・減災対策を進める体制づくり(防災対策部)	11206 教育施設の防災対策	活動 学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策済率(※私学の指標も記載)
II-2 学びの充実	226 地域に開かれ信頼される学校づくり(教育委員会)	22604 私学教育の振興	活動 私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数

### 3 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（仮称）（中間案）について

#### 1 策定の経緯

県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」の取組の方向に沿って「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（平成 23 年度～平成 27 年度）を策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

今般、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」を変更することから、同基本方針に沿った「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（仮称）」（以下「第三次行動プラン」という。）を策定します。

#### 2 策定の考え方

第三次行動プランは「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」（案）が示す「めざす社会」を実現するための具体的な取組内容や計画の推進について定めます。

策定にあたっては、人権をめぐる社会状況の変化、人権施策の推進に係る取組の成果や課題等をふまえて取組方向などの内容の見直しを行います。

#### 3 第三次行動プラン（中間案）の概要

##### （1）計画の期間

平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間

##### （2）構成（詳細は別紙及び別冊 2 のとおり）

###### ○ 第 1 章 基本的な考え方

策定の経緯、県人権施策基本方針（第二次改定）の基本理念、行動プランの取組方向 基本的な視点

###### ○ 第 2 章 施策分野別の取組方向

めざす姿、現状と課題、取組方向

施策分野 1 「人権が尊重されるまちづくり」

施策分野 2 「人権意識の高揚」

施策分野 3 「人権擁護と救済」

施策分野 4 「人権課題」

（同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等、  
犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権課題）

###### ○ 第 3 章 計画の推進



### (3) 数値目標の設定

第三次行動プランでは、「プラン全体」と総合的な取組を行っている3つの「施策分野」について数値目標を掲げ、進捗管理を行っていきます。

目 標 項 目		現状値	目標値
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合(※1)	(調査中)	(検討中)
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数(※2)	35 団体 (26 年度)	35 団体
人権意識の高揚	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度(※3)	97.0%	100%
	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合(※4)	65.5% (26 年度)	100%
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度(※5)	95.6%	100%

※1 みえ県民意識調査で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数

※3 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合

※4 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合

※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合

#### 4 三重県人権施策審議会での審議状況

9月 第2回三重県人権施策審議会(第三次行動プラン素案の審議)

11月 第3回三重県人権施策審議会(第三次行動プラン中間案の審議)

#### 5 今後の予定

12月～1月 パブリックコメントの実施

2月 第4回三重県人権施策審議会(最終案の審議)

3月 環境生活農林水産常任委員会(最終案)

## 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン(仮称)の構成

### 第1章 基本的な考え方

1. 策定の経緯
2. 「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」の基本理念
3. 第三次行動プランの取組方向
4. 第三次行動プランの基本的な視点

### 第2章 施策分野別の取組方向

- (1) 施策分野1「人権が尊重されるまちづくり」  
人権施策101 人権が尊重されるまちづくり
- (2) 施策分野2「人権意識の高揚」  
人権施策201 人権啓発の推進  
人権施策202 人権教育の推進
- (3) 施策分野3「人権擁護と救済」  
人権施策301 相談体制の充実  
人権施策302 さまざまな人権侵害への対応
- (4) 施策分野4「人権課題」  
人権施策401 同和問題  
人権施策402 子ども  
人権施策403 女性  
人権施策404 障がい者  
人権施策405 高齢者  
人権施策406 外国人  
人権施策407 患者等(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等)  
人権施策408 犯罪被害者等  
人権施策409 インターネットによる人権侵害  
人権施策410 さまざまな人権課題(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

### 第3章 計画の推進

1. 人権尊重の視点に立った行政の推進
2. 計画の推進と進捗管理



## 4 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査の結果について

### 1 調査の目的

第2次三重県男女共同参画基本計画の改定の検討及び第二期実施計画の策定にあたり、女性の活躍や男女共同参画に関する県民の意識と生活状況を調査、把握するとともに、県民意識の推移と生活状況の変化を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としています。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査対象

県内在住（基準日：平成27年6月1日）の満20歳以上の男女5,000人

#### (2) 抽出方法

県内全市町の選挙人名簿登録者から等間隔無作為抽出

#### (3) 調査方法

郵送配布、郵送回収、督促状はがき1回配布

#### (4) 調査期間

平成27年7月16日～8月6日

#### (5) 回収結果

有効回収数2,176通（有効回答率43.5%）

### 3 回答者の属性

#### (1) 性別

男性が43.2%、女性が55.7%、（未回答1.1%）となっています。

#### (2) 年齢

60歳代の割合が26.6%で最も高く、70歳以上24.4%、50歳代17.3%、40歳代15.5%、30歳代10.3%、20歳代5.2%、（未回答0.6%、四捨五入による誤差0.1%）となっています。

#### (3) 居住地域

桑名地域12.1%、四日市地域18.8%、鈴鹿地域14.2%、津地域16.4%、松阪地域11.3%、伊勢地域13.7%、伊賀地域8.6%、尾鷲地域1.9%、熊野地域2.1%、（未回答0.8%、四捨五入による誤差0.1%）となっています。

#### 4 分析結果の主な内容（詳細は別冊3のとおり）

##### （1）固定的な性別役割分担意識【概要版2～3頁】

・「男は仕事、女は家庭」という考え方について尋ねたところ、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合は60.4%となっており、前回調査の49.0%から増加しています。また、全国調査の49.4%を10ポイント以上上回っており、性別による固定的な役割分担意識は薄くなっています。特に、女性と若年層（20歳代～30歳代）の男性では、その傾向が顕著に表れています。

##### （2）男女の地位の平等【概要版4頁】

・男女の地位の平等感について尋ねたところ、「平等である」の割合が最も高かったのは「学校」の57.5%で、最も低かったのは「社会全体」の14.8%となっています。また、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が最も高かったのは「社会全体」の67.3%で、次いで「社会通念や風潮」の66.8%、「職場」の62.6%となっており、社会における男女の地位は、男性優遇感が高い傾向となっています。

##### （3）家庭における役割分担について【概要版5～7頁】

・家庭における夫婦の役割分担について尋ねたところ、「ほとんど妻がしている」の割合が最も高かったのは、「食事の支度」が70.7%で最も高く、次いで「洗濯」の69.1%、「日常の家計管理」の65.2%となっていますが、前回調査と比較すると全ての分野において割合が低くなっています。また、「妻が中心だが夫も手伝う」の割合は全ての分野で高くなっており、家庭における家事等の役割分担は徐々に進んでいます。

・男性が家事・育児を行うことについては、「当然である」や「子どもにいい影響を与える」など肯定的な割合が男女とも高く、特に年代が下がるほど割合が高くなっており、若い世代ほど家事・育児の参画を前向きにとらえています。

##### （4）女性の活躍【概要版8～14頁】

・女性が働きやすい環境にあると思うかについて尋ねたところ、「そう思わない」の割合は51.8%で、前回調査の46.2%から増加しています。その理由として、「労働条件が整っていない」、「保育施設が整備されていない」、「働く場が限られている」の割合が高くなっています。

・女性が職業を持つことについては、「子どもができたなら職業をやめ、子育てが落ち着いたら再び職業を持つ」という再就職型の割合が39.1%で、「子どもができてみずっと職業を持ち続ける方がよい」という継続型の割合33.4%を上回っています。しかしながら、前回調査と比較すると、再就職型の割合は58.7%から39.1%へ19.6ポイント減少しています。

- ・女性が役職に就くことについて尋ねたところ、「PTA、町内会などの代表」、「職場の管理職や役員」など全ての分野で「知識や能力のある分野なら就いた方がよい」など肯定的に考える人の割合が8割以上となっています。

(5) マタニティ・ハラスメント（マタハラ）、パタニティ・ハラスメント（パタハラ）【概要版 15～16 頁】

- ・マタハラ認知度について尋ねたところ「よく知っている」と「少し知っている」を合わせた割合は65.3%となっている一方、パタハラ認知度は18.9%とまだまだ低い状況にあります。

- ・職場におけるマタハラ、パタハラ経験の有無とその内容について尋ねたところ、「妊娠・出産がきっかけで、解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導をされた」(5.1%)や「子育てのための休暇・休業、短時間勤務などの制度利用を認めてもらえなかった」(4.1%)などの割合が高くなっています。

- ・マタハラ、パタハラが発生する原因としては、全体では「男性社員の妊娠・出産への理解不足、協力不足」(39.8%)の割合が最も高くなっていますが、若年層の女性では「女性社員の妊娠・出産への理解不足、協力不足」といった意見も多くなっています。

(6) DV（配偶者や恋人などからの暴力）【概要版 17 頁】

- ・DV被害について尋ねたところ、全体では「経験はない」の割合が74.7%となっています。具体的な被害としては、「ことばの暴力（ののしり言葉）、無視など」が12.9%などとなっています。また、実際にDVを受けた時に相談・連絡した相手については、全体では「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が54.2%と最も高く、前回調査の48.9%より5.3ポイント高くなっています。

(7) 男女共同参画の推進【概要版 18 頁】

- ・男女共同参画の推進に必要なことについて尋ねたところ、「保育、介護の施設やサービスを充実させる」の割合が57.5%と最も高く、前回調査の40.2%と比較すると10ポイント以上高くなっています。また「職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う」(29.5%)も前回調査より約10ポイント以上高くなっています。

## 5 調査結果の活用

今回の調査結果については、前回調査や国の調査と比較しながら、さらに詳細な分析を行い、今後の男女共同参画関係施策に反映させるとともに、現在策定中の第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画の基礎資料として活用していきます。

また、調査結果は県ホームページへ掲載します。



## 5 第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画（中間案）について

### 1 策定の経緯

男女共同参画の取組については、第2次三重県男女共同参画基本計画（平成23～32年度）において第一期実施計画（平成24～27年度）を策定し、目標を定めて事業を実施することで、着実な推進を図ってきたところです。

平成28年3月に第一期実施計画が終了するため、第二期実施計画を策定します。

### 2 策定の考え方

第二期実施計画は第2次三重県男女共同参画基本計画を着実に推進するために策定するものであり、「みえ県民カビジョン」第二次行動計画との整合を図りながら、基本施策の指標、目標値、事業内容等を具体的に示します。

策定にあたっては、少子高齢化の進展や人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化、新たに発生している課題、「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」の結果、国の第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月策定予定）をふまえて、必要に応じた見直しを行います。

具体的には、女性の活躍推進、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止、性犯罪・性暴力被害者の総合的な支援のほか、性的マイノリティの人びとに関する啓発・相談や人権教育などを新たに位置づけます。

### 3 第二期実施計画（中間案）の概要

#### （1）計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

#### （2）構成（詳細は別紙1及び別冊4のとおり）

第1章 第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画の策定にあたって

- ・計画策定の趣旨
- ・計画の概要

第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業

- ・基本計画におけるめざす姿
- ・これまでの取組の総括と課題
- ・施策の方向
- ・施策、事業内容等

※「基本施策」と「施策の方向」は別紙2のとおり

第3章 計画の推進



### (3) 数値目標の設定について

第二期実施計画では、第2次三重県男女共同参画基本計画で示した「基本施策」ごとに数値目標を掲げ、進捗管理を行っていきます。

基本施策	目標項目	現状値	目標値
I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	25.8% (H26年度)	検討中 (H32年度)
II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	◎男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	292人 94.0% (H26年度)	検討中 (H32年度)
III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計)	14団体 (H26年度)	検討中 (H32年度)
III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	女性委員が選任されている農業委員会の割合	96.6% (H26年度)	検討中 (H32年度)
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	自治会長の女性割合	3.1% (H26年度)	検討中 (H32年度)
V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	◎健康寿命	男性 77.4歳 女性 80.3歳 (H25年度)	検討中 (H32年度)
V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計)	—	検討中 (H32年度)

※◎印は第二次行動計画における目標項目

#### 4 三重県男女共同参画審議会での意見聴取

10月 三重県男女共同参画審議会部会

11月 三重県男女共同参画審議会部会長会議

#### 5 今後の予定

2月 三重県男女共同参画審議会

3月 環境生活農林水産常任委員会

三重県男女共同参画推進会議(庁内会議)

## 第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画（中間案）の構成

### 第1章 第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の概要
  - (1) 計画策定の考え方
  - (2) 計画の期間
  - (3) 目標の設定
  - (4) 計画の構成
  - (5) 進行管理
  - (6) 第2次基本計画の重点事項の推進

### 第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業

- 基本施策 I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 基本施策 II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- 基本施策 III 働く場における男女共同参画の推進
  - III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進
  - III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
- 基本施策 IV 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 基本施策 V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組
  - V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
  - V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

### 第3章 計画の推進

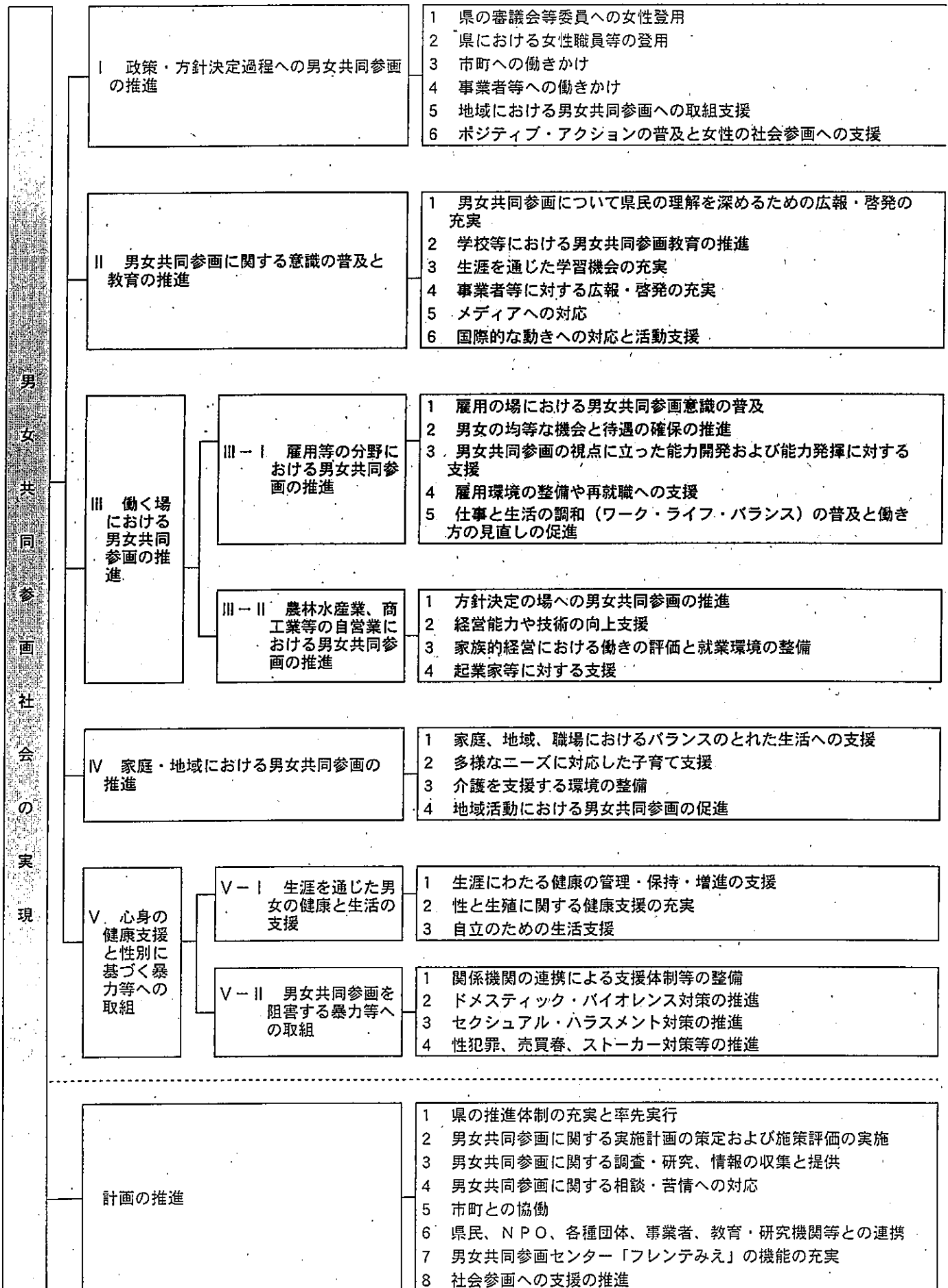
- 1 県の推進体制の充実と率先実行
- 2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施
- 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供
- 4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応
- 5 市町との協働
- 6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携
- 7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実
- 8 社会参画への支援の推進

### 第2次三重県男女共同参画基本計画の体系

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



## 6 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称） （最終案）について

### 1 策定の趣旨

防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和して防犯カメラの設置を促進することを目的に、防犯カメラの設置者等が最低限配慮すべき事項を取りまとめた「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）」（以下「ガイドライン」という。）最終案を作成しました。

### 2 検討体制等

本ガイドラインの作成にあたっては、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」において3回の審議をいただいたほか、庁内会議、市町担当者会議及びパブリックコメントの結果等をふまえ、最終案として取りまとめました。

なお、パブリックコメントについては、平成27年10月6日から平成27年11月4日までの間に、中間案について意見募集を行いました。意見はありませんでした。

### 3 最終案の概要

最終案の概要については別紙、詳細は別冊5（「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）」（最終案））のとおりです。

なお、本県のガイドラインの特徴として、

#### ○防犯カメラの効果

を記載することによって、防犯カメラを設置することの有効性を示したほか、防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項として、

#### ○自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

#### ○ガイドラインの活用

を盛り込むことによって、より広範囲な防犯カメラの普及促進につなげてまいります。

### 4 今後の予定

平成28年1月初旬にホームページ等を通じて公表するとともに、市町及び関係団体へも周知をいたします。

また、平成28年1月末までに、ガイドラインをわかりやすく解説し、防犯カメラの効果的な設置方法等を説明したガイドブックを作成し、2月～3月中に、県内の自治体・自主防犯団体等に配布することによって、ガイドラインが有効に活用され、防犯カメラの設置が促進されるよう取り組んでまいります。

### 第1 はじめに

#### 1 ガイドライン策定の目的

- 防犯カメラは犯罪抑止に有効
  - ・商業施設、金融機関、駐車場等への設置が進む
- 防犯カメラに不安を感じる県民
  - ・承諾のないまま自己の容姿を撮影される不安
  - ・個人情報である画像や音声の取扱

- 防犯カメラの有効性とプライバシー保護の調和が不可欠
  - ・防犯カメラの設置にあたり、設置者等が最低限配慮すべき事項を取りまとめたガイドラインを策定して、不安感を取り除き、防犯カメラの設置を促進する

#### 2 「防犯カメラ」の定義

- 「犯罪の防止」を目的として設置するもの
  - ・施設利用状況の把握や防災等が主目的でも、犯罪を防止する目的を併せ持つものは対象となる
- 不特定かつ多数の人を撮影し、特定の場所に継続設置するもの
  - ・不特定かつ多数の人の通行を想定しない事業所、工場敷地内のみを撮影するものは対象外
- 特定の個人を判別できる画像を表示する又はその画像を記録する機能を有するもの

### 第2 防犯カメラの効果

#### 1 犯罪の抑止

犯罪企図者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせる

#### 2 安心感の醸成

地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和する

#### 3 事件・事故の解決

事件や事故が発生した場合、画像データが解決の手がかりとなる

#### 4 環境の整備

性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境整備につながる

### 第4 設置・運用規程の策定

防犯カメラの適正な管理、運用を行うために、設置者又は管理責任者は、ガイドラインに基づき、利用目的や利用形態に合わせた設置・運用規程を策定する

#### 1 設置・運用規程に盛り込むべき事項

- 防犯カメラの設置目的
- 防犯カメラの設置場所及び設置台数、設置の表示
- 防犯カメラの管理責任者等の指定及び責務
- 画像データの漏えい、滅失、改ざん防止等、適正管理にかかわる
  - ・記録媒体の保管方法等
  - ・画像データの保存期間、消去方法等
- 画像データの利用及び提供制限
- 苦情等への対応
- 保守点検
- その他必要な事項

#### 2 防犯カメラ設置・運用規程

- 参考例を示す

### 第3 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項

#### 1 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止

- 設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置運用を禁止

#### 2 撮影範囲、設置場所等

- 防犯効果が発揮され、かつプライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲

#### 3 設置の表示

- 見やすい場所に、カメラを設置していること及び設置者の名称を表示

#### 4 管理責任者等の指定

- 防犯カメラの管理、運用を適正に行うための管理責任者等を指定

#### 5 秘密の保持

- カメラの運営、管理に関して知り得た情報の漏えい、不当目的使用の禁止

#### 6 画像データ等の適正な管理

- 画像データや記録媒体の安全管理
  - ・許可者以外の立入禁止や施錠設備の設置
  - ・画像データの不必要な複写、加工、外部持ち出し等の禁止
  - ・保存期間の設定
  - ・保存期間が経過した画像データの確実な消去
  - ・記録媒体の確実な処分と処分日時等の記録
  - ・情報漏えい防止措置

#### 7 画像データの閲覧・提供の制限

- 次の場合を除き、他の目的利用や閲覧、提供を禁止する
  - ・法令に基づく場合
  - ・生命、身体、財産の安全確保その他公共の利益のため緊急やむを得ない場合
  - ・捜査機関等からの閲覧要請に協力する場合
  - ・本人の同意がある場合

#### 8 苦情等への対応

- 防犯カメラの設置、運用に関する苦情や問い合わせ担当者の指定

#### 9 業務の委託

- 「防犯カメラの設置・運用規程」の遵守事項を委託契約の条件にする

#### 10 保守点検と撤去

- 防犯カメラの機能維持のための定期的な保守点検等

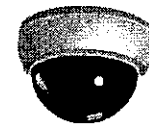
#### 11 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

- 設置後の有効活用のため、管理責任者等の明確化や維持管理費等について事前に住民説明会を行い、設置に向けた合意形成を図る

#### 12 ガイドラインの活用

- 犯罪防止を目的とするカメラ以外のカメラであってもガイドラインの趣旨をふまえた取扱いに努める

設置者○○○○  
連絡先○○○△△△  
防犯カメラ作動中



## 7 自動車環境対策について

### 1 経緯

県北勢地域の6市町（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町及び川越町）は、平成13年12月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「NO<sub>x</sub>・PM法」という。）の対策地域に指定されました。

県は、平成15年8月にNO<sub>x</sub>・PM法に基づく「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、運送事業者等の関係者は同法に基づく車種規制\*のほか各種対策に取り組んできました。

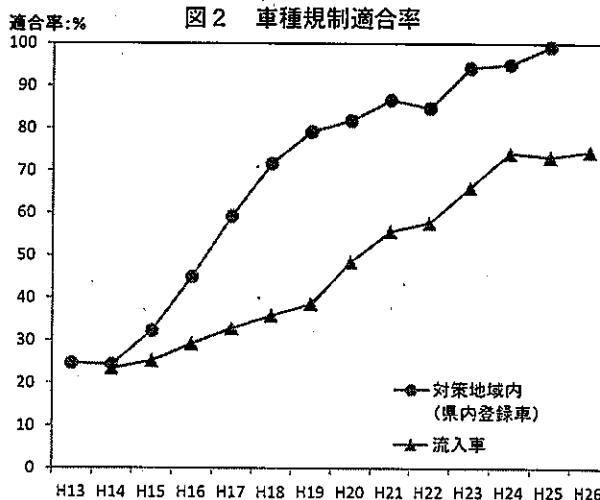
国は、平成23年3月に新しい総量削減基本方針を示し、平成27年度にNO<sub>x</sub>・PM法対策地域内の全測定局で、平成32年度までに同対策地域内全域で、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標にしました。

これを受けて県は、平成25年3月に新しい総量削減計画（平成24～32年度）を策定し、さらに平成24年度から道路管理者、運送事業者、荷主、県民及び国県市等で構成された三重県流入車対策検討会議を開催し、流入車対策の導入を検討しましたが、大気環境の現状等をふまえ、実施を見合わせることにしました。

図1 NO<sub>x</sub>・PM法対策地域



図2 車種規制適合率



※車種規制 対策地域内において、特別の排出基準に適合しない貨物自動車やバス等の登録を制限する規制です。

## 2 大気環境の現状

三重県と四日市市は、対策地域内の16箇所(全県33箇所)に測定局を整備し、大気環境の状況を常時監視しています。

対策地域内の大気環境は段階的に改善され、二酸化窒素は平成23年度から4年連続、浮遊粒子状物質は平成24年度から3年連続で環境基準を達成することができました。

しかし、一部の測定地点では二酸化窒素濃度が環境基準に近い水準で推移しており、短期的には環境基準を超過する値も観測されています。

また、交通渋滞が多い交差点等、局地的には環境基準を超過する濃度となっているおそれもあり、国はこれまでの大気測定地点のみでの評価から、地域全体を評価できるような面的評価方法の確定を進めています。

環境基準の達成には、景気動向による交通量の影響等さまざまな要素が絡んでくると考えられます。今後環境基準を達成できないおそれが生じた場合には、改めてその対策を検討する必要があります。

図3 対策地域内測定局の環境基準達成\*状況

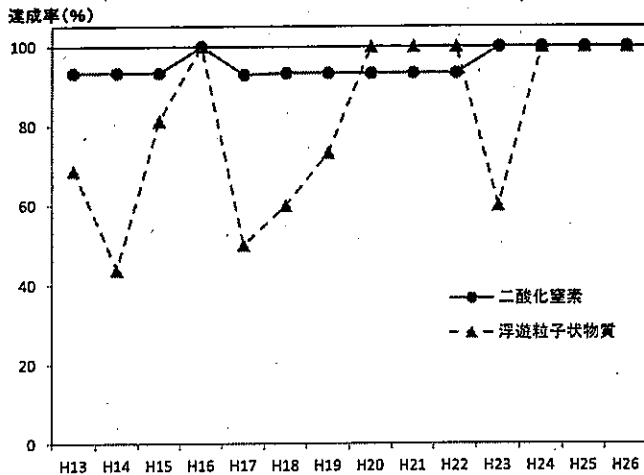
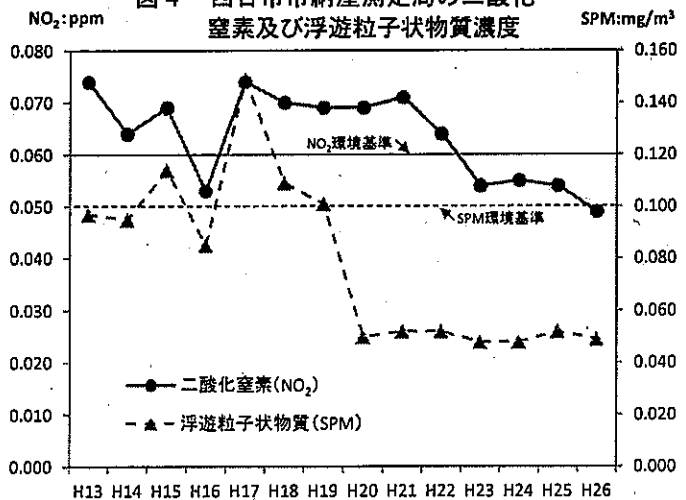


図4 四日市市納屋測定局の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度



※環境基準達成の評価 二酸化窒素は年間における日平均値の低いほうから98%に相当する値と環境基準を比較します。浮遊粒子状物質も同様です。

## 3 今後の対応

引き続き、環境濃度を監視するとともに、総量削減計画の進行管理として窒素酸化物の削減状況等、各種施策の進捗状況の把握及び評価を行っていきます。

特に本年度は総量削減計画の中間目標年度となっており、平成28年度にこの評価結果について三重県自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会及び同幹事会に報告していきます。さらに、平成32年度の対策地域全域での環境基準の確保に向けて、国が現在検討している評価手法に沿って評価を行い、必要に応じて総量削減計画の見直し及び必要な対策を実施していきます。

## 8 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第10回点検・評価（案） について

ごみゼロ社会実現プランをより効果的かつ着実に進めるため、住民、事業者、市町、NPO等団体を構成員とした「ごみゼロプラン推進委員会」において、毎年度、プラン推進の取組についての点検・評価を行い、公表しています。

本年度も「ごみゼロプラン推進委員会」において、各委員から意見をいただき、第10回点検・評価（案）（別冊6）をとりまとめたところです。

### 1 第10回点検・評価の概要

#### (1) 数値目標に関する進捗状況

(t/年)

指標名		H14 2002年度 (基準年)	H25 2013年度 (確定値)	H26 2014年度 (速報値)	基準年比	中期目標 (2015)	数値目標 (2025)
ごみ 排出量	家庭系ごみ	535,198	452,569	451,582	-15.6%	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	181,438	174,400	-30.7%	-35%	-45%
	計	786,931	634,007	625,982	-20.5%	—	—
資源としての 再利用率		14.0%	15.5%	14.1%	+0.1ポイント	22%	50%
ごみの最終処分量		151,386	50,042	38,302	-74.7%	55,000	0

#### ① 家庭系ごみ排出量

基準年（2002年度）と比べ15.6%の削減となりました。

県内全域に広がったレジ袋の有料化や、8市町における家庭系ごみの有料化など、ごみ減量にかかる取組の浸透によるものと考えられます。

#### ② 事業系ごみ排出量

基準年（2002年度）と比べ30.7%の削減となりました。

市町における事業系ごみの処理手数料の値上げや、事業者自身の発生抑制の取組によるものと考えられます。

#### ③ 資源としての再利用率（市町によって回収されたもののみを対象）

基準年（2002年度）と同程度の14.1%にとどまっています。

なお、資源ごみは、行政以外の回収ルートとして、スーパーの店頭回収や、民間業者による戸別回収などの取組が活発に行われています。

#### ④ ごみの最終処分量

基準年（2002年度）に対し74.7%削減され、38,302tとなりました。既に中期目標（55,000t）を達成しています。

ごみ焼却残さの資源利用やプラスチック等の資源化などによる、埋立ごみ量の削減が大きく寄与していると考えられます。



## (2) 多様な主体の参画・協働

多様な主体の参画・協働 に関する指標	2004	2007	2010	2015	2004 年度比	短期目標	中期目標	数値目標
	(H16) 年度	(H19) 年度	(H22) 年度	(H27) 年度		2010 (H22)	2015 (H27)	2025 (H37)
ものを大切に長く使おうとする 県民の率	58.2%	58.3%	59.4%	59.6%	+ 1.4%	80.0%	90.0%	100.0%
環境に配慮した消費行動をとる 県民の率	39.4%	40.2%	41.3%	40.1%	+ 0.7%	60.0%	90.0%	100.0%
食べ物を粗末にしないよう 心がけている県民の率	38.5%	40.6%	47.3%	44.2%	+ 5.7%	60.0%	90.0%	100.0%
ごみゼロ社会実現プランの 認知率	-	45.6%	36.8%	38.4%		90.0%	100.0%	100.0%

県民のごみに関する行動については、「ものを大切に長く使おうとする」や「環境に配慮した消費行動をとる」県民の率は2004年度以降、横ばい傾向となっており、中期目標が90%のところ、40～60%となっています。一方、県民のごみに関する意識については、「今日の使い捨て社会について疑問を感じている」県民の率が約80%となっています。

このことから、依然として両者の間には大きな隔たりがあり、ごみ減量化に関する意識が行動につながっていない状況となっています。

## 2 今後の対応

来年度は、ごみゼロ社会実現プランの中期目標の達成度について、2015年度の実績値を踏まえ評価し、各主体のごみゼロプランに係るこれまでの取組を総括し、今後のプラン推進の方向性を検討します。

## 9 各種審議会等の審議状況について

(平成27年9月15日～平成27年11月23日)

### 1 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成27年10月7日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委員 高倉 一紀 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成27年度取組方針に基づく事業進捗状況等について協議、意見交換が行われた。
6 備考	平成27年12月2日に開催し、引き続き、事業進捗状況等について協議、意見交換が行われた。

### 2 三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成27年10月27日
3 委員	委員長 荻原 彰 委員 井熊 友香 他3名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	指定管理候補者の選定に向けて、ヒアリング、審査及び順位の決定にかかる協議が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：なし

### 3 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成27年10月19日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 大沼 章子、前田 一範、布山 裕一、山崎 美幸
4 諮問事項	温泉法に基づく動力装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく動力装置許可申請(伊賀市内)について、温泉のゆう出量への影響等の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

#### 4 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成27年11月16日
3 委員	会長 松井 真理子 委員 界外 直樹 他18名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「新たな行動プラン（仮称）」の中間案について協議が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成28年2月頃

#### 5 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	第1部会：平成27年10月6日 第2部会：平成27年10月14日 第3部会：平成27年10月22日
3 委員	会長 小川 眞里子 副会長 山川 和義 委員 伊藤 公則 他17名 (第1部会) 部会長：佐伯 富樹 他6名 (第2部会) 部会長：山川 和義 他6名 (第3部会) 部会長：神長 唯 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	各部会において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に係る評価について協議が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：第2回審議会 平成27年12月15日

#### 6 三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成27年10月9日、10月17日
3 委員	委員長 安井 広伸 副委員長 山口 直範 他3名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	指定管理候補者の選定に向けて、ヒアリング、審査及び順位の決定にかかる協議が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：なし

#### 7 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成27年11月13日
3 委員	会長 西川 幸城 副会長 小田 奈緒美 委員 飯田 幸雄 他11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成26年度における主要施策の実施状況及び平成27年度事業について審議が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成28年2月頃

#### 8 三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	平成27年9月15日
3 委員	部会長 酒井 俊典 委員 太田 清久 他7名
4 諮問事項	三重県廃棄物処理計画の策定について
5 調査審議結果	三重県廃棄物処理計画中間案について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：平成28年1月頃 今後の予定：パブリックコメント等をふまえた最終案の審議が行われる予定。